

令和6年度第3回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時 令和6年11月29日(金)
午後1時50分から

場所 兵庫県国民健康保険団体連合会
大会議室(センタープラザ18階)

令和6年度第3回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和6年11月29日(金)午後1時50分～午後2時40分

2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会 大会議室

3 理事数 11名

4 出席理事 11名

(1) 出席者(4名)

理事長 岡田 康裕 (加古川市長)

副理事長 庵 途 典章 (佐用町長)

理事 西村 銀三 (新温泉町長)

専務理事 野 倉 加奈美

(2) 書面出席(7名)

副理事長 越 田 謙治郎 (川西市長) (代理) 国民健康保険課長 薄 波 智香子

理事 高 橋 晴彦 (加西市長) (代理) 市民部長 下 山 晴一郎

清 元 秀泰 (姫路市長) (代理) 国民健康保険課係長 廣 見 雅子

酒 井 隆明 (丹波篠山市長) (代理) 医療保険課長 畑 岡 恭子

門 康彦 (淡路市長) (代理) 健康福祉部長 久 住 達哉

河 野 勝雄 (兵庫県国営総合理事) (代理) 専務理事 寺 田 利樹

松 本 眞 (尼崎市長)

(3) 説明のため出席した者の職氏名(7名)

事務局長 入 江 健介 総務部長 山 中 理 恵

審査部長 宮 崎 勝也 保険者支援部長 松 本 嘉 弘

総務課長 橋 本 陽子 財務課長 竹 正 樹

審査第1課長 木 岡 良 仁

5 議 事

(1) 議決事項

議案第7号 兵庫県国民健康保険団体連合会介護保険者事務共同処理規則の一部を改正する規則の制定について

(2) 協議事項等

- ア 令和7年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画（案）について
- イ 審査支払手数料等について
- ウ あはき療養費受領委任分の審査支払事務について
- エ 令和7年度県予算編成に係る要望について
- オ 令和6年度税制改正に係る対応について

6 会議の概要

開 会	橋本総務課長の司会により開会
開会あいさつ	岡田 康裕 理事長
議 長 選 任	規約第 32 条第 1 項の規定により、岡田理事長が議長に選任された。 議 長 岡田 康裕 理事長
出席者の報告	橋本総務課長から報告を行った。 出席者 4 名、書面出席者 7 名
理事会成立宣言	岡田議長が宣言した。 規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言
議事録署名人の選任	規約第 35 条の規定により、西村理事が指名された。 議事録署名人 西村 銀三 理事
議 事	入江事務局長、木岡審査第 1 課長及び竹財務課長から説明及び報告を行った。 ・議 決 事 項 (1 件) ・協 議 事 項 等 (5 件)
閉 会	

7 議事（要旨）

橋本総務課長

ただ今から令和6年度第3回理事会を開会いたします。

岡田理事長

開会にあたりまして、理事長の岡田加古川市長から御挨拶を申し上げます。

皆さん、改めまして、こんにちは。

何かとお忙しい中、第3回理事会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

言うまでもなく、国民健康保険制度・介護制度は生活の基盤を支える大切な制度でございますけれども、昨今取り組むべき課題を色々抱えています。

高齢化はもちろん、被用者保険の適用拡大により被保険者数が全体的に減っている上に、制度上どうしても所得水準の低い方の加入が多いということがありますので、財政上の安定性を図るためには支援いただかなければ厳しい状況にあります。

先日11月15日には、国保制度改善強化全国大会が開催され、12項目について決議されたと聞いておりますけれども、しっかり要望すべきことは要望しながら、被保険者や県民の皆さんには安心していただけるよう対応をお願いしたいと思っております。

本日は忌憚のない御意見をいただけたらと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

橋本総務課長

ありがとうございました。

次に、議長の選任でございます。

規約第32条第1項の規定により、岡田理事長をお願いいたします。

岡田議長

それでは、私の方で議長を務めさせていただきます。

着席で進めさせていただきます。

議事の進行に御協力をお願いいたします。

本日の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

橋本総務課長

理事定数は11名でございます。

本日の出席者4名、代理出席を含め、書面出席7名、以上、過半数の出席がありますことを御報告いたします。

岡田議長

規約第34条第1項の規定によりまして、理事会が成立することを宣言いたします。

理事会の議事録署名人は、規約第35条の規定によりまして議長が指名することになっておりますので、新温泉町長の西村理事をお願いいたします。

西村理事

はい。

岡田議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、議決事項として、議案第7号「兵庫県国民健康保険団体連合会介護保険者事務共同処理規則の一部を改正する規則の制定について」を提案いたします。

事務局から説明をお願いします。

入江事務局長

事務局長の入江でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、右上 議決事項をお願いいたします。

議案第7号「兵庫県国民健康保険団体連合会介護保険者事務共同処理規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、介護保険者事務共同処理として、医療情報との突合及び縦覧点検の過誤処理を実施することに伴い、所要の整備を行うためでございます。

2ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、介護保険者事務共同処理として、医療情報との突合及び縦覧点検の過誤処理を実施することに伴い、所要の整備を行うものです。

施行期日は、令和6年11月29日でございます。

以上、議案第7号の説明を終わります。

岡田議長

議案第7号の説明が終わりましたが、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

(な し)

岡田議長

ないようでございますので、議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

岡田議長

では、議案第7号は、規約第33条の規定によりまして、理事会議決事項として決定いたします。

次に、協議事項等に移ります。

まず、資料1「令和7年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画（案）について」を協議いたします。

事務局に説明を求めます。

入江事務局長

それでは、右上資料1「令和7年度兵庫県国保連合会の事業計画案について」をお願いいたします。

「1 基本方針」でございます。

本会は、保険者の共同体として、また、審査支払機関として、社会的使命を果たすことを目的に「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」を基本理念に掲げ、国保・後期高齢者医療・介護保険等の各種事業を行っています。

団塊の世代が後期高齢者へ移行し、本格的な高齢化社会が到来する中、国保においては被保険者の減少に伴う保険財政等への影響が懸念される、一方、介護保険においては、介護給付費の増加による制度の持続可能性の確保が課題となっており、国においては「全世代型社会保障制度の構築」などの議論が行われているところです。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化をはじめとした「医療DX」など、国によるデジタル化が推進されており、保険者への影響も少なくない状況でございます。

本会の基幹業務である診療報酬審査支払業務につきましては、令和3年に厚生労働省・支払基金・国保中央会の三者で策定した「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、支払基金と国保連合会の審査結果の不合理な差異の解消やシステムの整合かつ効率的なあり方についての取組が進められているところです。

これらの情勢や課題に適切に対応するため、令和7年度の本会事業運営は、以下の基本方針のもと諸事業を展開してまいります。

(1) 審査支払業務の充実・強化、(2) 保険者支援事業の充実・強化(3) 効率的な運営体制の確立、の3つでございます。

2 ページをお願いします。

「2 主要事業の概要」でございます。

3つの基本方針についてそれぞれ記載しております。

まず、(1) 審査支払業務の充実・強化についてでございます。

診療報酬、介護給付費、障害者総合支援法関係の適正かつ効率的な審査、確実な支払に努めてまいります。

特に「ア 診療報酬等審査支払業務及び療養費等審査支払業務の充実・強化」の(ウ)の療養費等審査支払業務の充実・強化として、令和7年度から「あはき療養費受領委任分」の受付・支払業務について事業を拡充することを踏まえ、「柔道整復施術療養費およびあはき療養費」の審査を適正かつ効率的に行うこと、正確・確実な支払を行ってまいります。

また「エ 各種費用の請求支払事務開始に向けた準備」としまして、国の

進める全世代型社会保障の構築の一環で、予防接種費用等の請求支払事務のほか、母子保健に係る妊産婦健診等の費用についても、令和 8 年度から国保連合会が受託する予定であり、その準備を進めてまいります。

3 ページをお願いします。

(2) 保険者支援事業の充実・強化でございます。

「ア 共同事業等の積極的な推進」では、(ア) 国保保険者事務共同電算処理業務の実施といたしまして、医療費適正化や保険者事務の負担軽減を図るため、記載の各種事業を実施いたします。

また、令和 6 年度から本格実施となっております、特別調整交付金（結核・精神）の申請支援事業は、令和 7 年度以降も引き続き実施いたします。

(イ) 市町村事務処理標準システム共同運用の実施につきましては、参画いただいている 6 市町と調整を行いながら、令和 7 年度も引き続き、本会がガバメントクラウド運用管理補助者となり、共同運用を実施する準備をすすめてまいります。

(エ) 第三者求償につきましては、保険者における求償事案発見を支援するため、損保会社へ傷病届等の作成・提出支援の覚書の趣旨・内容を周知するとともに、県と連携し、保険者の取組を支援してまいります。

4 ページをお願いします。

「イ 保健事業等の積極的な展開」でございます。

保険者努力支援制度に重点を置いた保健事業の実施につきましては、保険者努力支援制度の評価指標を踏まえ、専門家との連携による助言や支援を行ってまいります。

また、データ分析・評価に関する研修会や説明会の開催による保険者支援を予定しております。

(イ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、各市町における国保・後期高齢者医療・介護・保健衛生部門等の連携した取組を支援できるよう担当者説明会を実施いたします。

4 ページ下段の(3) 効率的な運営体制の確立についてでございます。

(ア) 情報システムの効率化及び最適化につきましては、国保中央会開発システムの導入・運用としまして、5 ページの「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく国保総合システムの審査領域の共同利用に向けて計画的に実施していくとともに、令和 7 年度以降、順次予定されている、介護保険、障害者総合支援、特定健診、後期高齢者医療請求支払に関する標準システム

の更改・クラウド化についても準備、導入を計画的に行ってまいります。

(イ) 各種電算処理システムの最適化につきましては、国保中央会の提供する標準システムの更改にあわせて、外付けシステムのスリム化、経費の縮減を目的に最適化を進めてまいります。

最後に、「ウ 健全な財政運営の推進」につきましては、各種システムの更改経費等の財源確保について、引き続き国保中央会等関係団体と連携し、国庫補助要請を行ってまいりますとともに、引き続き良質な保険者サービスを提供できるよう、中期財政見通しを策定し健全な財政運営を目指してまいります。

以上で、資料1の説明を終わります。

岡田議長

資料1の説明がございましたけれども、御意見、御質問等はございませんか。

(な し)

岡田議長

ないようでございますので、お諮りします。

資料1に基づいて、令和7年度の事業を進めさせていただくということで御異議ございませんか。

(異議なし)

岡田議長

異議なしの声をいただきましたので、そのようにさせていただきます。

次に「審査支払手数料等について」を協議いたします。

事務局に説明を求めます。

入江事務局長

それでは、右上資料2「審査支払手数料等について」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和7年度から令和9年度の中期財政見通しを踏まえ、令和7年度の手数料等について、以下のとおり提示いたします。

「1 令和7年度手数料等」(1)新規分についてです。

「ア あはき療養費に係る手数料」につきましては、令和7年4月受付分から審査支払1件当たり、税抜200円とします。

(ア) 必要経費ですが、表中の項目のとおり、人件費からその他支出の合計として、令和7年度で4,751万7千円を見込んでいます。

(イ) 審査支払手数料単価の算出根拠につきましては、先ほどの必要経費を令和7年度の見込件数で割りまして、1件当たり税抜200円、税込220円としております。

令和8年度以降の手数料単価につきましては、今後の件数の推移も踏まえ

て、令和 7 年 10 月を目途に提示いたします。

(2) 据置分につきましては、参考資料として配付しております「令和 7 年度 本会会員負担金・審査支払手数料等一覧表(案)」に記載しておりますので、後ほど御確認ください。

2 ページをお願いいたします。

「2 中期財政見通し」(1) 主な前提条件「ア 「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく国保総合システムの更改」についてです。

(ア) 改革工程表に基づく第一段階の対応である国保総合システムのクラウド化及び受付領域の支払基金との共同利用が本年 4 月から開始され、現在、第二段階の対応である審査領域の支払基金との共同利用について検討が進められています。

現時点では、審査領域の共同利用に係る開発方針や経費が不明であり、稼働時期については、令和 10 年度以降と想定されることから、今回策定した中期財政見通しには、国保総合システム開発負担金等の関係経費は計上していません。

(イ) 国保総合システムのクラウド化に伴う令和 6 年度からの国保中央会負担金の増額につきましては、システムの最適化による負担金の減額に向け、国保中央会において要件整理等が行われていますが、システムの最適化による負担金の減額は令和 10 年度以降となる見込みであることから、今回策定した中期財政見通しには、国保中央会負担金の減額は見込んでいません。

「イ 歳入」についてです。

(ア) 負担金に係る被保険者数は、令和 6 年 3 月 31 日現在の被保険者数を基に、将来推計人口を踏まえ推計しました。

(イ) 各手数料に係る取扱件数は、令和 4 年度から令和 6 年 8 月までの実績を踏まえ、試算いたしました。

(ウ) 各負担金及び手数料の令和 8 年度以降の試算方法につきましては、保健事業負担金及び KDB システム負担金については、必要額に基づき歳入を試算しており、その他の手数料等については、令和 7 年度単価に基づき、令和 8 年度以降の歳入を見込んでいます。

(エ) 「国庫支出金」及び「県支出金」は、令和 6 年度の交付要綱等に基づいています。

「ウ 歳出」の(ア)「積立金」につきましては、この後、資料 5「令和 6 年度税制改正に係る対応について」により説明いたしますが、令和 6 年度の

税制改正により、積立資産の積立を行う場合には、積立計画の作成やそれに伴う規程改正が必要となりますが、現時点では、10月3日に発出された厚労省通知に基づき、国への申請等の準備中であることから、今回策定した中期財政見通しの積立金については、現行の規程に基づき、各種積立金を計上しております。

(イ) 「中央会負担金」は、国保中央会提示額に基づいています。

3ページをお願いいたします。

(2) 収支見込ですが、会計全体の収支状況については、令和7年度プラス3,736万4千円、令和8年度はマイナス4,870万5千円、令和9年度はマイナス7,956万2千円となる見込みです。

(3) 財源が不足する会計の対応としましては、令和7年度の不足額は、前年度までの繰越金及び各種積立金を活用し対応いたします。

令和8年度以降の不足額については、令和6年度に見込まれる繰越金等の状況を踏まえ、令和7年度に改めて提示いたします。

4ページをお願いいたします。

(4) 会計別財政見通し「ア 一般会計」についてです。

表中の歳入ですが、上段「会員負担金」は令和7年度単価による見込額で、「KDB システム負担金」及び「保健事業負担金」は、必要経費に対する単価により収入を見込んでおります。

歳入下から4行目、「他会計繰入金」は、事務所維持費等に係る共通経費、退職給付引当資産への積立分の繰入です。

その下、「積立金繰入金」は、減価償却引当資産、保健事業積立金からの繰入です。

歳出ですが、主なものとして、3行目の「投資的経費」として、表の欄外に記載しております、令和7年度の人事・給与・勤怠管理システム機器更改、令和8年度の情報系ネットワーク機器更改等の経費を見込んでいます。

表の歳出欄の「投資的経費」の下「積立金」は、減価償却引当資産、退職給付引当資産及び保健事業積立金への積立です。

表の一番下、「歳入歳出差引」ですが、令和7年度マイナス834万8千円、令和8年度マイナス394万円、令和9年度マイナス487万9千円を見込んでいます。

5ページをお願いいたします。

「イ 診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）」です。

表中の歳入ですが、各種手数料は、令和 7 年度単価により歳入額を見込んでいます。

歳出ですが、主なものとして、上から 3 行目「投資的経費」ですが、表の欄外に記載しております、令和 7 年度の基幹系セキュリティシステム更改等の機器更改経費を、各年度見込んでいます。

「投資的経費」の 2 つ下、「積立金」は、財政調整基金積立資産、減価償却引当資産及び ICT 積立資産等への積立です。

表の一番下、「歳入歳出差引」ですが、令和 7 年度プラス 4,274 万 9 千円、令和 8 年度マイナス 8,499 万 4 千円、令和 9 年度マイナス 1 億 7,114 万 5 千円を見込んでいます。

6 ページから 9 ページにおきましては、介護、障害、特定健診及び後期高齢者医療の各業務勘定の収支状況を記載しておりますので、後ほど御確認ください。

10 ページをお願いいたします。

「3 令和 8 年度以降の負担金等の見通し」(1) 会員負担金「ア 必要経費等」についてです。

(ア) 歳出の会員負担金を財源とする経費として、表中内訳のとおり、総会に関連する経費から広報関連経費外までの必要額が、令和 7 年度で 3,563 万 5 千円、これに対する財源として、(イ) 歳入の項目一番上、収入見込額に記載のとおり、令和 7 年度は 3,276 万 4 千円を見込んでおりますので、令和 7 年度不足額は 287 万 1 千円となる見込みです。

「イ 負担金単価見直しの方向性」ですが、令和 7 年度の不足額に対しては、前年度までの繰越金により対応し、令和 8 年度以降については、令和 6 年度に見込まれる繰越金の状況を踏まえ、令和 7 年度に改めて提示いたします。

(2) 保健事業負担金「ア 必要経費等」についてです。

(ア) 歳出の当該事業に必要な経費として、表中の項目のとおり、人件費からその他支出の合計として、令和 7 年度で 3,916 万円、11 ページをお願いいたします。

(イ) 歳入は、国庫支出金から諸収入等の合計が、令和 7 年度で 2,219 万円を見込み、これを踏まえまして、(ウ) 負担金単価に記載のとおり、令和 7 年度の本来必要となる単価は、被保険者 1 人当たり 20 円 10 銭となるところですが、11 ページ中段の「イ 負担金単価見直しの方向性」に記載のとおり

り、不足額に対しては、前年度までの繰越金により対応し、令和 8 年度以降については、令和 6 年度に見込まれる繰越金の状況を踏まえ、令和 7 年度に改めて提示いたします。

なお、令和 5 年度から国庫補助金の補助率が減少しており、減額分については、令和 7 年度は保健事業積立金を充当することで対応いたします。

(3) 国保データベースシステム負担金「ア 必要経費等」についてです。

(ア) 歳出の当該業務に必要な経費として、表中の項目のとおり、人件費からその他支出の合計として、令和 7 年度で 8,937 万 5 千円を見込んでいます。

12 ページをお願いいたします。

(イ) 歳入は、負担金（兵庫県分）から諸収入等までの合計が、令和 7 年度で 1,026 万円を見込み、これを踏まえまして（ウ）負担金単価に記載のとおり、令和 7 年度の本来必要となる単価は、市町国保保険者 34 円 91 銭、国保組合 30 円 73 銭、広域連合 33 円 99 銭、介護保険者 9 円 47 銭となるところですが、12 ページ一番下「イ 負担金単価見直しの方向性」に記載のとおり、令和 7 年度の不足額に対しては、前年度までの繰越金により対応し、令和 8 年度以降については、令和 6 年度に見込まれる繰越金の状況を踏まえ、令和 7 年度に改めて提示いたします。

13 ページをお願いいたします。

(4) 国保情報集約システム手数料「ア 必要経費等」についてです。

(ア) 歳出の当該業務に必要な経費として、表中の項目のとおり、人件費からその他支出の合計として、令和 7 年度で 1 億 987 万 2 千円を見込んでいます。

(イ) 歳入は、積立金繰入金と諸収入等の合計が、令和 7 年度で 3,272 万 2 千円を見込み、これを踏まえまして（ウ）手数料単価ですが、現行単価と同額の 82 円 50 銭といたします。

「イ 手数料単価見直しの方向性」ですが、令和 7 年度は収支均衡が見込まれることから単価を据え置くこととし、令和 8 年度以降の手数料単価については、令和 7 年度に改めて提示いたします。

14 ページをお願いいたします。

(5) 特定健診等データ管理・共同処理手数料「ア 必要経費等」についてです。

(ア) 歳出の当該業務に必要な経費として、表中の項目のとおり、人件費

からその他支出の合計として、令和7年度で1億5,946万5千円を見込んでいます。

(イ) 歳入は、受診券等のその他手数料から諸収入等までの合計が、令和7年度で6,879万5千円を見込み、これを踏まえまして(ウ) 手数料単価ですが、歳出から歳入を差し引いた必要経費のうち、費用支払事務に要する経費364万7千円とデータ管理に要する経費8,702万3千円を、それぞれの見込件数で割りまして、令和7年度の本来必要となる単価は、費用支払事務及びデータ管理で218円90銭、データ管理のみで202円40銭となります。

15ページをお願いいたします。

「イ 手数料単価見直しの方向性」ですが、令和7年度の手数料単価については、国保中央会開発負担金に財政運営準備金及び減価償却引当資産を充当し、それ以外の経費に対する不足額には、繰越金を充当することで、現行単価を据え置くこととします。

令和8年度以降の手数料単価については、物価高騰による委託費等経費の増及び次期システム更改に向け、ICT 積立資産の造成に必要な財源を確保するため、手数料単価を引き上げることとし、引き上げ額は、令和7年度に示される令和8年度からの国保中央会負担金の額も踏まえ、令和7年10月を目途に提示します。

以上で、資料2の説明を終わります。

岡田議長

資料2の説明につきまして、御意見、御質問等はございませんか。

(な し)

岡田議長

ないようでございますので、お諮りしたいと思うのですが、資料2に基づいて、令和7年度の予算編成を進めさせていただくということで御異議ございませんか。

(異議なし)

岡田議長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に資料3「あはき療養費受領委任分の審査支払事務について」事務局から説明をお願いします。

木岡審査第1課長

それでは資料に基づきまして、説明させていただきます。審査第1課長の木岡です。

お手持ちの資料「あはき療養費受領委任分の審査支払事務について」に基づきまして説明させていただきます。

「1 前回までの経緯及び今回の説明概要」でございます。

(1) 前回の支部代表者協議会では、手数料案を 200 円/件 (税抜き) と説明し、その後、7 月 25 日に開催しました保険者説明会でも、同様の説明を行いました。

(2) 令和 6 年 7 月に行った全保険者向け調査の結果、1 保険者から未委託の回答があり、2 保険者から「回答保留」の回答がございました。

(3) 今回は、手数料について最終の御提示を行いますとともに、今後の予定等について、説明させていただきます。

「2 手数料」でございます。

1 件あたり 200 円 (消費税及び地方消費税を含まない。) とさせていただきます。

現行、「回答保留」と回答されている 2 保険者が未委託となった場合でも、令和 7 年度につきましては、上記手数料で受託いたします。

続きまして、「3 あはき団体への説明状況等について」でございます。

(1) 説明した団体は、明石市の公益社団法人兵庫県鍼灸マッサージ師会、中央区の一般社団法人兵庫県鍼灸師会、尼崎市の協同組合兵庫県保険鍼灸師会及び兵庫区の公益社団法人兵庫県柔道整復師会でございます。 (2) 主な意見としましては、

ア 郵送先が連合会に統一されることは、郵送費が圧縮されることになるので、助かる。

イ 支払日がおおむね早くなる見込みで、ありがたい。

ウ 福祉医療の申請書の様式が統一されるのであれば、大きなメリットだと感じる。

というメリットについての意見があった一方、

エ 後期高齢者医療に係る総括表 (Ⅱ) が必要になりシステム改修が必要になる点は、デメリットに感じる。

という意見もございました。

最後に、「4 今後の主な予定」です。

(1) 令和 6 年 11 月 29 日、本会理事会の後、最終調査文書を保険者へ発出予定です。

(2) 令和 6 年 12 月中旬に、当該最終調査の締切を設定いたします。この最終調査の結果を受けて、施術所向けに保険者の委託・未委託についての説明が可能になりますので、

(3) 令和 6 年 12 月下旬に、施術所向け WEB 説明会動画配信を開始します

とともに、各保険者様に周知文書の送信を行います。

(4) 令和7年2月に、規則等制定のための理事会、及び最終帳票案の提示を行います。

(5) 令和7年3月に、規則に基づく委託書の提出依頼を発出します。

(6) 令和7年4月に本番開始となります。

以上で資料3の説明は終わります。

岡田議長

資料3の説明が終わりましたが、御意見、御質問等はありませんか。

(な し)

岡田議長

ないようですので、資料3については、報告のとおり事業を進めさせていただくというところでお願いします。

次に、資料4「令和7年度県予算編成に係る要望について」を協議いたします。

事務局に説明を求めます。

入江事務局長

それでは、右上資料4の「令和7年度 県予算編成に係る要望について(概要)」をお願いいたします。

令和7年度県予算編成に係る要望について、次のとおり実施する予定でございます。

「1 要望実施時期」でございますが、令和6年12月上旬を予定しております。

「2 要望先」でございますが、国保医療課長、高齢政策課長でございます。

「3 要望参加者」でございますが、本会専務理事、事務局長で対応いたします。

「4 要望事項」でございますが、
(1) 国民健康保険団体連合会運営事業補助金による財政支援について
(2) 介護保険苦情処理業務に対する財政支援について
でございます。

要望内容は、後ほど説明させていただきます。

次のページは、要望書の表紙でございます。

1枚めくっていただきまして、「令和7年度県予算編成に係る要望」でございます。

内容を読み上げさせていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として、地域住民

の健康の保持・増進、福祉の向上及び生活の安定に極めて重要な役割を果たしている。

そうした中、国民健康保険団体連合会においては、複雑・高度化する診療報酬等の審査に適切に対応するため、審査担当職員のスキルの向上等による専門的かつ効果的な審査事務共助に取り組むことにより、適正かつ公平な審査の遂行に努めるとともに、迅速かつ的確な支払事務を実施している。

今後、審査支払事務の一層の充実を図っていくためには、ICTの活用等による効率化・高度化にこれまで以上に積極的に取り組むことが必要とされている。

また、介護保険については、要介護認定者及び利用者の増加や新規事業者の参入等により介護給付費が年々増加している。

国民健康保険団体連合会においては、介護給付費の審査支払業務をより一層、適正かつ公平に行うため事務の迅速化、合理化及び効率化に努めるとともに、介護保険関係業務の一環として行っている苦情処理業務の体制整備を図り、指定業者に対する迅速かつ効果的な指導、適切な介護保険サービスの提供を確保し、介護保険制度の円滑な実施に資する必要がある。

県におかれては、このような国民健康保険事業及び介護保険事業の現状を御賢察のうえ、県民の健康の保持・増進と福祉の向上を図るという行政の立場から、令和7年度予算において特段の配慮をされるよう強く要望する。

令和6年12月、兵庫県国民健康保険団体連合会 理事長 岡田 康裕

次に、目次がございまして、2枚めくっていただきまして、「国民健康保険団体連合会運営事業補助金による財政支援について」でございます。

「診療報酬等の適正かつ円滑な審査支払を推進し、国民健康保険事業運営の健全化及び強化充実を図るため、国民健康保険診療報酬審査支払運営事業補助金及び国民健康保険団体連合会運営事業補助金により、引き続き財政支援を行うこと。」

本会では、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、基幹業務である国民健康保険診療報酬等の審査支払業務の強化充実を図っているところであり、国民健康保険診療報酬等の審査をより一層、適正かつ公平に行い、支払業務を迅速かつ的確に実施するため、引き続き財政支援を図られたい。

としております。

次に、めくっていただきますと、「介護保険事業に対する要望」でございます。

もう 1 枚めくっていただきまして、「介護保険苦情処理業務に対する財政支援について」でございます。

「介護保険苦情処理業務に係る事務の適正かつ円滑な処理を維持するため、引き続き財政支援を図られたいこと。」

本会は、介護保険法に基づき、介護保険サービス利用者の権利擁護や適切な介護保険サービスの提供を確保するため、利用者等からの相談や苦情申立について、介護サービス事業者等に対する調査及び必要な指導・助言を行っており、また、これらを公正かつ適正に行うため介護サービス苦情処理委員会を設置する等、苦情処理業務を実施していますが、高齢化の進行により受給者数の増加が見込まれることに伴い、相談件数等の増加も想定されることから、体制の維持、継続が必要となります。

ついでには、適切な介護保険サービスの提供を確保するとともに、介護保険制度の円滑な実施に資するため、苦情処理業務について、引き続き財政支援を図られたい。

としております。

以上で、資料 4 の説明を終わります。

岡田議長

資料 4 の説明につきまして、御意見、御質問等がございますでしょうか。

(な し)

岡田議長

ないようですので、資料 4 に基づいて、県への要望を進めさせていただくということで御異議ございませんか。

(異議なし)

岡田議長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、資料 5 「令和 6 年度税制改正に係る対応について」を事務局から説明いたします。

竹財務課長

財務課の竹でございます。よろしくお願いたします。

令和 6 年度の税制改正により、本会の法人税法上の位置づけが変更となりましたので、その内容について御説明いたします。

資料 5 「令和 6 年度税制改正に係る対応について」をお願いいたします。

「1 令和 5 年度までの国保連合会の法人税法上の位置づけ」についてです。

国保連合会が保険者等から委託を受けて行う事務、手数料を徴収するものに限りませんが、これは原則として、法人税法に規定する収益事業に該当しますが、厚生労働省と国税庁の協議の結果、実費弁償方式により行われるもの

であり、かつ、あらかじめ一定の期間に限って所轄税務署長の確認を受けたときは、収益事業に該当しないこととされてきました。

この対応を受け、本会ではこれまで、5年に1回の所轄税務署への確認申請及び毎年の所轄税務署への報告を行い、本会で行うすべての事業が収益事業に該当しないことの確認を受けてきたところです。

「2 令和6年度税制改正内容」についてです。

(1) 関係法令の改正等につきましては、法人税法施行令等の一部を改正する政令等が令和6年4月1日に施行され、令和6年10月3日付厚生労働省通知により国への申請手続き等の税制改正に係る詳細な取扱いが示されたところです。

(2) 改正内容の概要につきましては、国保連合会が実施する請負業のうち、次の①～③のいずれの要件も満たす業務は収益事業から除外することとされました。

①国や自治体等（保険者等）からの委託を受けて行う請負業であること。

②国保法その他法令の規定に基づく事業等であること。

③剰余が生じた場合には、翌事業年度の手数料等委託の対価を減額するとされている事業であること。

この収益事業からの除外については、事業ごとに厚生労働大臣の証明を受ける必要があり、現在、12月27日の申請期限に向け、準備を進めているところであります。

「3 令和6年度以降の取扱い」についてです。

税制改正に伴い以下の対応が求められています。

①各事業の内容に基づき、収益事業と非収益事業の明確な切り分けを行う。

②収益事業と整理された請負業については、非収益事業を経理する会計とは別の特別会計を設けて経理し、法人税の申告、納付が必要となる。

③非収益事業において実費弁償方式による剰余が生じた場合には、同剰余額を翌年度の手数料から減額する。

④積立資産の積立を行う場合には、積立計画を作成し、厚生労働省に提出する必要がある。

⑤積立計画の作成に伴い、本会積立金規程の改正が必要となる。

これらの対応について、本会では、収益事業に該当する事業はない想定で、国への申請準備を進めているところであり、今後、積立計画の作成や積立金規程の改正等を行っていく予定としています。

なお、先ほどの中期財政見通しの積立金のところでも御説明いたしました
が、今年度作成した中期財政見通しにつきましては、現行の積立金規程に基
づき、各種積立金を計上しているものであります。

最後に、今回の税制改正において、各種対応を求められているところでは
ありますが、審査支払手数料等の算定に大きく影響するものではないと想定
しております。

以上で説明を終わります。

岡田議長

資料5の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

(な し)

岡田議長

ないようですので、以上となります。

本日の理事会の議事等は全て終了いたしました。

御協議ありがとうございました。

橋本総務課長

ありがとうございました。

閉会にあたりまして、副理事長の庵途佐用町長から御挨拶を申し上げます。

庵途副理事長

皆さま、お疲れ様です。

閉会にあたりまして、一言御挨拶させていただきます。

まずは本日理事会にありました議案・協議事項につきまして、全て御了承
いただきまして、ありがとうございました。

特に、岡田理事長の冒頭の御挨拶や、来年度の事業計画でも示されたよう
に、団塊の世代が後期高齢者に移行しているということで、どんどん被保険
者が減ってきており、財政上厳しいと聞いております。

その一方、介護保険の給付につきましては増加しており、介護保険制度等
についても、安定的な運営がなかなか厳しい状況になっているということ
であります。

私も今年から後期高齢者に入っており、身につまされる思いで、今後この
連合会におきましても、制度の持続可能性について努めていかなければなら
ないということで、どうぞ皆さん、よろしくお願いを申し上げたいと思いま
す。

今日は11月29日と11月も終わりということで、来週から師走に入ります。

今年は秋らしい秋がなく、一気に冬の気候になりました。

寒くなりインフルエンザが流行っていると聞いています。

これから皆さん大変お忙しいと思いますが、元気に一年を終えていただい
て、新しい年を迎え、引き続いて御活躍をいただきますように御祈念申し上

橋本総務課長

げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうも苦勞様でした。

ありがとうございました。

これをもちまして、令和6年度第3回理事会を閉会いたします。

ありがとうございました。

議 事 録 署 名

議 長

岡田康祐

議事録署名人

西村銀三